

SMBC CARD Suica (三井住友VISA) 規定

1 【本規定の目的】

本規定は、株式会社三井住友銀行（以下「当行」といいます。）、三井住友カード株式会社（以下「三井住友カード」といいます。）および東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」といいます。）の発行するSMBC CARD Suica（三井住友VISA）（以下「SMBC CARD Suica」といし、SMBC CARD Suicaの表面には「SMBC CARD」と記載します。）の発行条件、機能および使用方法等について定めるものとします。

2 【SMBC CARD Suicaの発行】

(1) SMBC CARD Suicaは、当行の普通預金のキャッシュカードとしての機能（「キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定」および「ジェイデビットカード取引規定」等により定められた機能をいし、以下「キャッシュカード機能」といいます。）と、三井住友カードの「三井住友VISAカード&三井住友マスターカード会員規約」（以下「会員規約」といいます。）およびJR東日本の「ビューType 提携カードに関する特約」に定められたクレジットカードとしての機能（以下「クレジットカード機能」といいます。）、JR東日本の「Suicaに関する特約」、「オートチャージに関する特約」および「リンクに関する特約」に定められた非接触ICチップを内蔵するカードに記録された金銭的価値等（以下「Suica」といいます。）で提供する機能（以下「Suica機能」といいます。）の全てを1枚のカードでご利用できるものです。

(2) SMBC CARD Suicaは、「普通預金規定」、「キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定」、「ジェイデビットカード取引規定」、「Suicaに関する特約」、「オートチャージに関する特約」、「リンクに関する特約」、「ビューType 提携カードに関する特約」、会員規約および会員規約に付帯する特約、ならびに本規定等を承認のうえ、当行、三井住友カードおよびJR東日本（以下総称して「各社」といいます。）に発行を申し込み、各社が当該申し込みを承諾した方（以下「利用者」といいます。）に対し、各社は、「キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定」により発行されるキャッシュカード（以下「キャッシュカード（普通預金）」）といし、および会員規約により発行されるクレジットカード（以下「三井住友VISAカード」といいます。）に代えて、発行するものとします。

(3) SMBC CARD Suicaのクレジットカード機能の利用代金等を決済する普通預金口座を「決済口座」といいます。

(4) SMBC CARD Suicaは、会員規約に定める本会員に発行され、家族会員の申し込みはできないものとします。

(5) SMBC CARD Suicaの申し込みができるのは、個人の方のみとします。また、申し込みに先立ち、各社から届出住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことを了承した方に限るものとします。

(6) SMBC CARD Suicaの申し込みにあたり、入会申込書等のご提出書類は返却しないものとします。

(7) 利用者がSMBC CARD Suicaのキャッシュカード機能を利用して預金を払い戻す場合には、届出の暗証番号を入力するものとします。

(8) 利用者が、前記(7)の場合において、暗証番号の入力に加え、生体認証を用いることを希望する場合には、当行所定の手続きにより行うものとします。なお、キャッシュカード機能を利用する取引の際に生体認証が必要となる取引を「生体認証取引」といし、生体認証取引には、本規定に加え、「生体認証取引にかかる特約」が適用されるものとします。

(9) 本規定において、利用者が各社より発行を受けたSMBC CARD Suicaのうち、生体認証取引を行う機能のみを備えたSMBC CARD Suicaを、「SMBC CARD Suica（生体認証IC）」といし、

3 【SMBC CARD Suicaの所有権】

(1) SMBC CARD Suicaの所有権は、当行および三井住友カードに帰属するものとし、SMBC CARD Suicaは利用者に貸与されるものとします。また、当行および三井住友カード、またはそのいずれかからSMBC CARD Suicaの返却の請求があった場合、

利用者はその請求に従って、SMBC CARD Suicaを返却するものとします。

(2) SMBC CARD Suicaの所有権は、Suica機能を提供するJR東日本にも、当行および三井住友カードと同様に帰属するものとし、JR東日本からSMBC CARD Suicaの返却の請求があった場合には、利用者はその請求に従って、SMBC CARD Suicaを返却するものとします。

(3) 利用者は、SMBC CARD Suicaについて、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできないものとします。

(4) 利用者は、善良なる管理者の注意をもってSMBC CARD Suicaを管理するものとします。

4【別にカードを発行する場合等】

(1) キャッシュカード用と、キャッシュローンまたはカードローン用の2本の磁気ストライプがある形態のキャッシュカードが発行されている普通預金口座について、当該普通預金口座を決済口座とするSMBC CARD Suicaを発行する場合は、当行は利用者に対し、SMBC CARD Suicaとは別にキャッシュローンまたはカードローン専用のカードを発行し貸与するものとします。

(2) 普通預金用と、貯蓄預金用の2本の磁気ストライプがある形態のキャッシュカードが発行されている普通預金口座について、当該普通預金口座を決済口座とするSMBC CARD Suicaを発行する場合は、当行は利用者に対し、SMBC CARD Suicaとは別に貯蓄預金専用のカードを発行し貸与するものとします。

(3) 利用者がSMBC CARD Suicaの発行を既に受けている場合には、当該SMBC CARD Suicaの決済口座となっている普通預金口座について、普通預金用と、貯蓄預金用の2本の磁気ストライプがある形態のキャッシュカードは同時に発行されないものとします。

5【SMBC CARD Suicaの年会費】

利用者は、SMBC CARD Suicaの年会費の支払いについて、その都度依頼書を当行に提出することなく当行が三井住友カードに徴収代行を委託することを予め承るものとします。

6【SMBC CARD Suicaの作成および発行】

(1) SMBC CARD Suicaの作成は、各社または各社が指定する第三者に委託して行うものとします。また、SMBC CARD Suicaの交付についても、各社または各社が指定する委託先からお届出の住所宛へ郵送するものとします。

(2) SMBC CARD Suicaが、万が一ご不在などの理由により不送達となり、返却された場合には、当行または三井住友カードで所定の期間保管し、所定の期間を経過した場合、当行または三井住友カードは、当該カードを破棄するものとします。なお、SMBC CARD Suicaの再発行にあたっては後記10にしたがって届出るものとします。

7【SMBC CARD Suicaの取扱い】

(1) 利用者は、預入れ・払戻し・振込・振替・現金の借受等の取引が可能な機器（以下「自動機」といいます。）においてSMBC CARD Suicaを利用する場合は、SMBC CARD Suica表面に記載されているカード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けするものとします。

(2) 利用者が、SMBC CARD Suicaのデビットカードとしての機能（「ジェイデビットカード取引規定」により定められた機能を含みます。）、クレジットカード機能、Suica機能の全機能またはそのいずれか2種類の機能を使用できる加盟店においてSMBC CARD Suicaを利用する場合には、SMBC CARD Suicaを提示する際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申し出るものとします。但し、SMBC CARD Suica（生体認証IC）ではデビットカードとしての機能は利用できないものとします。

(3) 利用者は、SMBC CARD Suicaを用いて、当行の国際キャッシュカードサービスを利用できないものとします。

(4) 利用者は、会員規約に定める加盟店に加え、JR東日本の指定する窓口、乗車券類発売機等にSMBC CARD Suicaを提示す

等、JR東日本所定の手続きを経ることによって、SMBC CARD Suicaのクレジットカード機能を使用することができるものとします。

(5) 前記(4)に関わらず、利用者は、インプリンター加盟店(カード表面の凹凸を利用して売上票に印字を行う加盟店)でSMBC CARD Suicaのクレジットカード機能を使用することはできないものとします。

(6) 前記(1)および(2)において、利用者が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害については、利用者が負担するものとし、また利用者は、この場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

8【SMBC CARD Suicaの喪失等】

(1) 利用者が、SMBC CARD Suicaを紛失、盗取された場合、SMBC CARD Suicaが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合(以下、併せて「喪失等」といいます。)には、直ちにその旨を当行および三井住友カードに通知し、最寄りの警察署に届出を行うものとします。また、当行または三井住友カードから喪失等の事実をJR東日本に通知するものとします。

(2) 喪失等の通知を当行が受けた場合には、当行がキャッシュカード機能を停止するものとし、喪失等の通知を三井住友カードが受けた場合には、三井住友カードがクレジットカード機能を停止するものとします。また、JR東日本が当行または三井住友カードから喪失等の通知を受けた場合には、JR東日本がSuica機能の利用を停止するものとします。

(3) 前記(2)にかかわらず、当行または三井住友カードのいずれかに喪失等の通知があった場合、当行がキャッシュカード機能を、三井住友カードがクレジットカード機能を、当行または三井住友カードから通知を受けたJR東日本がSuica機能を、それぞれ停止することができるものとします。これに伴う不利益・損害等については、各社は責任を負わないものとします。

(4) 利用者は、SMBC CARD Suicaが喪失等にあった場合には、前記(1)の通知のほか当行に所定の書面により届出を行うものとします。この届出前に生じた損害については、JR東日本は責任を負わないものとします。

(5) SMBC CARD Suicaの喪失等により被る損害については、キャッシュカード機能については「キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定」および「ジェイデビットカード取引規定」その他当行の規定を、クレジットカード機能に関しては会員規約を、Suica機能に関しては「Suicaに関する特約」、「オートチャージに関する特約」および「リンクに関する特約」をそれぞれ適用することとします。

9【届出事項の変更】

(1) 利用者は、住所、氏名、電話番号、勤務先等いっさいの届出事項について変更があった場合またはキャッシュカード(普通預金)の暗証番号を変更する場合には、遅滞なく当行に所定の書面により届出を行うものとします。利用者が届け出た変更事項(キャッシュカード(普通預金)の暗証番号の変更を除く。)は、当行から三井住友カードへ連絡し、当行および三井住友カードからJR東日本へ連絡するものとします。なお、これをもって会員規約に定める届出があったものとします。

(2) 前記(1)のうち氏名に変更があった場合、またはキャッシュカード(普通預金)の暗証番号を変更する場合には、利用者は当該SMBC CARD Suicaを当行に提出するものとします。

(3) 前記(1)に定める届出事項について変更の届出が行われなかったことにより利用者がSMBC CARD Suicaを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、各社は責任を負わないものとします。

10【SMBC CARD Suicaの再発行】

(1) SMBC CARD Suicaの紛失・盗難、破損・汚損および氏名変更等を理由に利用者がSMBC CARD Suicaの再発行を申し込む場合は、当行に所定の書面を提出することにより再発行の申し出を行い、各社が再発行を承認した場合には、SMBC CARD Suicaを再発行するものとします。なお、利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から三井住友カードに送付し、これ

をもって会員規約に定める届出があったものとします。

(2) SMBC CARD Suicaの再発行の申し込み時に、利用者がSMBC CARD Suicaを所持していた場合、SMBC CARD Suicaを当行に返却するものとします。

(3) 各社が、SMBC CARD Suicaの再発行または後記15に定める機能分離等に応じるときは、各社所定の手続をした後に、SMBC CARD Suicaまたは当行所定のカードを再発行または発行します。

(4) SMBC CARD Suicaの再発行が必要となる場合、新しいSMBC CARD Suicaが交付されるまでの間は、キャッシュカード機能、クレジットカード機能およびSuica機能の利用はできないものとします。なお、これにより新たにSMBC CARD Suicaが交付されるまでの間、利用者がSMBC CARD Suicaを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、各社は責任を負わないものとします。

(5) 利用者がSMBC CARD Suicaの再発行を希望する場合には、各社所定の手数料を支払うこととします。

1.1【SMBC CARD Suicaの有効期限等】

(1) SMBC CARD Suicaには有効期限があり、カード券面に表示されたクレジットカード機能の有効期限は、キャッシュカード機能およびSuica機能と同一の有効期限とします。

(2) 各社は、前記(1)の有効期限までに、有効期限を更新した新たなSMBC CARD Suicaを発行し、利用者の当行届出の住所に送付します。

(3) 利用者は、必要な手続きを経た後、有効期限を更新した新たなSMBC CARD Suicaを受領したときには、有効期限経過後のSMBC CARD Suicaを利用者ご本人の責任において廃棄するものとします。

(4) 有効期限を更新した新たなSMBC CARD SuicaがSMBC CARD Suica(生体認証IC)の場合には、生体情報を登録するまでキャッシュカード機能は利用できないものとします。

(5) 前記(2)の場合において、当行および三井住友カードがクレジットカード機能の有効期限の更新を承認しないときは、クレジットカード機能とともにキャッシュカード機能およびSuica機能も、有効期限をもって終了するものとします。

(6) 利用者が前記9の届出を怠る等の事由で更新カードを受領することができない場合、これに伴う不利益、損害等については、各社は責任を負わないものとします。

1.2【SMBC CARD Suicaの種別変更等】

利用者は、SMBC CARD Suicaのクレジットカード機能のうち三井住友VISAカード種別の変更はできないものとします。

1.3【SMBC CARD Suicaの利用停止等】

(1) 各社は、利用者が「キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定」、「ジェイデビットカード取引規定」、本規定、会員規約「Suicaに関する特約」、「オートチャージに関する特約」または「リンクに関する特約」等に違反したとき、または違反するおそれがあると判断したときは、各社はキャッシュカード機能、クレジットカード機能およびSuica機能の一部または全部の利用を一時停止または利用資格を取り消す(以下「利用停止等」といいます。)ことができるものとします。また、この場合、当行および三井住友カードはSMBC CARD Suicaに付帯するサービスに係る契約についても、特に会員に事前に通知することなく解約できるものとします。

(2) 三井住友カードが前記(1)によりクレジットカード機能の利用停止等を行った場合には、同時にキャッシュカード機能およびSuica機能は利用できなくなるものとし、当行はキャッシュカード(普通預金)等当行所定のカードを発行し貸与するものとします。

(3) 利用停止等の場合に、当行から新たに当行所定のカードが交付されるまでの間、利用者がキャッシュカード機能およびSuica

機能等を利用できなくなることに伴う不利益・損害、ならびにその他利用停止等に伴って利用者に生じる不利益・損害等については、当行、三井住友カードおよびJR東日本は責任を負わないものとします。

(4) 利用停止等の場合には、各社は利用者に事前に通知・催告等をすることなく、SMBC CARD Suicaが利用可能な当行現金自動支払機や会員規約等に定める加盟店等を通じて、SMBC CARD Suicaの回収をすることができるものとします。利用者は、各社からSMBC CARD Suica回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。

14【SMBC CARD Suicaの退会】

(1) 利用者は、退会にあたっては、当行に所定の方法にて届出をするとともに、SMBC CARD Suicaを当行宛に返却するものとします。利用者から届出があった場合、当行は利用者の退会の実事を三井住友カードへ連絡し、当行および三井住友カードからJR東日本へ連絡するものとします。

(2) 前記(1)の場合に、利用者は、当該SMBC CARD Suicaのほか当行が指定する他のカードもあわせて、当行に提出するものとします。なお、引き続きキャッシュカード機能を希望する場合、新たに当行所定のカードが交付されるまでの間、利用者がキャッシュカード機能等を利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、各社は責任を負わないものとします。

15【SMBC CARD Suicaの機能分離等】

(1) 利用者は、SMBC CARD Suicaについて次のことを行う場合には、当行に所定の書面により申込みまたは届出を行うものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から三井住友カードに送付し、これをもって会員規約に定める申込みまたは届出があったものとし、その事実を当行または三井住友カードからJR東日本へ連絡するものとします。

SMBC CARD Suicaのキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、キャッシュカード(普通預金)等キャッシュカード機能が利用できる当行所定のカードの発行を希望する場合。なお、この場合、クレジットカード機能およびSuica機能は解約となります。

(2) 前項の場合に、利用者は、当該SMBC CARD Suicaのほか当行が指定する他のカードもあわせて、当行に提出するものとします。なお、これにより新たに当行所定のカードが交付されるまでの間、利用者がキャッシュカード機能等を利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、各社は責任を負わないものとします。

16【情報の管理および同意】

(1) 利用者は、当行および三井住友カードがそのどちらか一方に対して、もしくは当行または三井住友カードが情報処理・事務処理を委託する会社に対して、SMBC CARD Suicaの発行、交付、その他SMBC CARD Suicaの業務を遂行するのに必要な範囲において決済口座番号、三井住友VISAカード会員番号等の利用者情報を提供することについて、あらかじめ同意するものとします。

(2) 利用者は、当行と三井住友カードとの間において、以下の目的・範囲内で、利用者に関する属性または信用状況の照会、または情報の提供もしくは交換が行われることについて、あらかじめ同意するものとします。

<利用目的>

SMBC CARD Suicaの発行・交付、ならびに当行および三井住友カードが利用者の管理を行うため

<情報の範囲>

入会申込書等に記載された利用者の属性情報(住所、氏名、生年月日、電話番号、勤務先など)およびその変更内容、決済口座番号、クレジットカード会員番号、SMBC CARD Suicaについての利用者に関する情報(三井住友カードの審査結果・会員資格の取消の事実等(ただしその理由は除く))、利用者とは当行および三井住友カードとの取引内容

(3) 当行、三井住友カードおよび情報処理・事務処理を委託する第三者は、提供を受けた利用者の情報を、厳正に管理するもの

とします。

17【目的範囲内の情報提供および同意】

(1) 利用者は、利用者に関する情報を、以下の目的・範囲内で、三井住友カードが当行に提供することにあらかじめ同意するものとします。

<利用目的>

当行が、利用者へ預金・投資信託・ローン等の当行が取扱う商品・サービスをダイレクトメール・eメールその他の方法によって案内を行うため

当行が、利用者により適した商品・サービス等の研究・開発を行うためおよびアンケートを行うため

<情報の範囲>

三井住友カードが保有する利用者の取引内容に関する情報（前記16の内容に加えて、SMBC CARD Suicaの利用状況・ローン残高等を含むものとします。）

(2) 利用者は、利用者に関する情報を、以下の目的・範囲内で、当行が三井住友カードに提供することにあらかじめ同意するものとします。

<利用目的>

三井住友カードが、利用者へクレジットカード・ローン等の三井住友カードが取扱う商品・サービスをダイレクトメール・eメールその他の方法によって案内を行うため

三井住友カードが、利用者により適した商品・サービス等の研究・開発を行うためおよびアンケートを行うため

<情報の範囲>

当行が保有する利用者の取引内容に関する情報（前記16の内容に加えて、預金・投資信託・住宅ローン等の内訳およびその残高、各種サービスの契約状況等を含むものとします。）

(3) 利用者は、利用者に関する情報を、以下の目的・範囲内で、各社が保護措置を講じたうえで相互に提供することについて、あらかじめ同意するものとします。

<利用目的>

SMBC CARD Suicaの発行、利用者の管理、サービスの提供をおこなうため

各社の商品・サービス等の研究・開発を行うため

各社の商品・サービス等に関する各種ご提案・ご案内をするため

法令等や契約上の権利の行使や義務の履行のため

利用者への取引上必要な連絡および取引内容の確認、その他、利用者との取引を適切かつ円滑に履行するため

<情報の範囲>

A 上記 を利用目的とする場合

当行および三井住友カードからJR東日本に提供される情報

「三井住友VISAカード入会申込書（兼SMBC CARD Suica申込書）」に記載された情報および店番号・預金種別・口座番号。クレジットカード番号、クレジットカードに関する紛失情報、更新情報、解約情報、審査結果および会員資格の取消の事実（ただし、その理由を除く）。利用者とは三井住友銀行との取引の中で、利用者に変更された情報および利用者が届出された情報（ただし、キャッシュカード暗証番号は除く）。

B 上記 を利用目的とする場合

当行および三井住友カードからJR東日本に提供される情報

前記Aの各項目

JR東日本から当行および三井住友カードに提供される情報

ICカード乗車券の機能の使用に関する情報

(4) 各社は、本条項により提供を受けた利用者の情報を厳正に管理するものとし、情報の交換・利用は各社のみに限定するものとします。

(5) 利用者が本条項に定める情報交換・利用に同意するときは、当行所定の書面により届出を行うものとします。この場合本条項を適用するものとします。

18【規定の準用】

本規定において特に定めがない限り、「普通預金規定」、「キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定」、「ジェイデビットカード取引規定」、「SMBCダイレクト利用規定」、「生体認証取引にかかる特約」、会員規約、「Suicaに関する特約」、「オートチャージに関する特約」、「リンクに関する特約」および「ビューType 提携カードに関する特約」、その他当行、三井住友カードまたはJR東日本の定める規定を準用するものとします。

19【本規定の変更等】

(1) 本規定の各条項、キャッシュカード機能、クレジットカード機能およびSuica機能(以下「商品内容」といいます。)は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、以下のいずれかの方法により変更できるものとします。

当行が変更内容を当行の店頭表示その他相当の方法で公表すること。この場合、その変更内容は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日(以下「相当期間経過日」といいます。)から適用されるものとします。

変更内容を三井住友カードまたはJR東日本から通知すること、もしくは新規定を送付すること。この場合、その変更内容は、変更内容を三井住友カードまたはJR東日本から通知、もしくは新規定を送付した際に定める相当期間を経過した日から適用され、利用者がSMBC CARD Suicaを利用したとき(以下「通知後のカード利用日」といいます。)に、その変更内容を承認したものとみなし、その変更内容は通知後のカード利用日から適用されるものとします。但し、届出のあった氏名、住所にあてて三井住友カードまたはJR東日本が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。

Suicaに関する特約

第1条(目的)

本特約は、株式会社三井住友銀行(以下「当行」といいます。)、三井住友カード株式会社(以下「三井住友カード」といいます。)および東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR東日本」といいます。)の発行する「SMBC CARD Suica(三井住友VISA)」(以下「SMBC CARD Suica」といいます。)に記録された金銭的価値等(以下「Suica」といいます。)において、利用者に提供するサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。なお、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、「SMBC CARD Suica(三井住友VISA)規定」および「三井住友VISAカード&三井住友マスターカード会員規約」(以下まとめて「会員規約等」といいます。)によるものとします。

第2条(適用範囲)

1. 本特約は、会員規約等に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。
2. 利用者がSuicaを利用する場合は、東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則(平成13年10月東日本旅客鉄道株式会社公

告第24号。以下「ICカード取扱規則」といいます。)による記名Suicaとして取り扱います。

3. 利用者はSMBC CARD Suicaを、ICカード取扱規則によるSuica定期乗車券としては利用できないものとします。

4. Suicaの利用等に関し、本特約に定めていない事項については、ICカード取扱規則および東日本旅客鉄道株式会社Suica電子マネー取扱規則(平成16年3月東日本旅客鉄道株式会社公告第34号。以下「電子マネー取扱規則」といいます。)の定めるところによります。「電子マネー取扱規則」による場合、「Suica電子マネー」を「SF」と読み替えることとします。

第3条(用語の定義)

本特約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 「SF」とは、JR東日本が相当の対価を得てSuicaに記録した金銭的価値をいいます。

(2) 「チャージ」とは、JR東日本の定める方法でSuicaにSFを積み増しすることをいいます。

第4条(デポジット)

SMBC CARD Suicaについては、デポジットに関するICカード取扱規則の定めは適用しないものとします。

第5条(制限事項)

1. SMBC CARD Suicaの有効期限を超えてSuicaとして使用することはできません。

2. ICカード取扱規則第60条の定めにかかわらず、バスの定期乗車券を利用することはできません。

第6条(チャージ)

1. 利用者は、ICカード取扱規則第12条に定める機器のほか、Suicaの処理が可能なJR東日本またはJR東日本が提携している会社もしくは組織の運営している現金自動貸付機等(以下「Suica対応ATM」といいます。)により、SMBC CARD Suicaのクレジットカード機能によってチャージをすることができます。

2. 利用者がSMBC CARD Suicaのクレジットカード機能によりチャージを行う場合のお支払い方法は、カードショッピングの1回払いとします。

3. 前項にかかわらず、利用者から申し出があり、三井住友カードが承認した場合には、承認した方法による支払い方法に変更することができるものとします。

第7条(SF残額の確認)

利用者は、ICカード取扱規則第13条に定める機器のほか、Suica対応ATMにより、SMBC CARD SuicaのSF残額を確認することができます。

第8条(払い戻し)

1. JR東日本は、ICカード取扱規則第15条の定めにかかわらず、本特約第10条第2項に該当する場合でJR東日本が認めた場合、第11条または第12条に該当する場合で、利用者から次の各号のいずれかによる請求があった場合に限り、SF残額を払い戻します。なお、JR東日本はICカード取扱規則第15条に定める手数料は収受しません。ただし、本特約第10条第2項に該当する場合、JR東日本所定の払戻手数料および廃入手数料等を負担していただく場合があります。

利用者が、Suica対応ATMによりSF残額の払い戻しを請求したとき。

前号の取り扱いによれない場合で、利用者が自らの責任においてSMBC CARD Suicaを切断する等使用不能な状態にして、当行、三井住友カードおよびJR東日本(以下総称して「各社」といいます。)所定の方法によりSMBC CARD Suicaを当行に返却して、SF残額の払い戻しを請求したとき。

2. 前項による払い戻しをした以降は、SMBC CARD SuicaのSuicaは使用できなくなるものとします。

3. SF残額を払い戻した後は、バス事業者の行うバス利用特典サービスは無効となります。無効となったバス利用特典サービスに

ついて、各社は責任を負わないこととします。

第9条（再発行時の取扱い）

各社は、ICカード取扱規則第16条および第17条にかかわらず、「SMBC CARD Suica（三井住友VISA）規定」第10条に定める再発行時にSuicaの再発行を行います。

第10条（SMBC CARD Suicaが無効となる場合等）

1. 各社は、次の各号に該当する場合、Suicaを無効とし、利用者資格の喪失等の処置をとることがあります。

ICカード取扱規則第43条、第45条または第46条に該当した場合

電子マネー取扱規則第6条第1号に該当した場合

利用者のSuicaの利用が会員規約等または本特約の規定に違反した場合、あるいは違反する恐れがある場合

2. 各社は、利用者が前項以外の事由により退会・利用者資格の喪失およびSMBC CARD Suicaの利用停止・返却の適用を受けた場合にはSMBC CARD Suicaを無効とします。

第11条（更新カード発行時の取扱い）

利用者は、有効期限を更新した新しいSMBC CARD Suicaが送付された場合で従前のSMBC CARD SuicaにSuicaの情報がある場合は、その有効期限内に本特約第8条によるSF残額の払い戻しを行うものとします。

第12条（退会の手続き）

利用者がSMBC CARD Suicaを任意に退会する場合は、第8条によるSFの払戻しを行った上で、会員規約等の定めによるものとします。なお、各社が認めた場合は、この限りではありません。

第13条（免責事項）

1. カードを紛失または盗難にあった場合等に、SMBC CARD Suicaの使用停止措置が完了するまでの間に他人によるSuicaの使用等（払い戻しを含みます。）があった場合、各社はそれらを補償する責めを負いません。

2. SMBC CARD SuicaのSuicaの機能が使用できないことにより利用者に生じる不利益、損害については、各社はその責めを負いません。

オートチャージに関する特約

第1条（適用範囲）

本特約は、「SMBC CARD Suica（三井住友VISA）規定」、「三井住友VISAカード&三井住友マスターカード会員規約」、東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則（平成13年10月東日本旅客鉄道株式会社公告第24号。以下「ICカード取扱規則」といいます。）、東日本旅客鉄道株式会社Suica電子マネー取扱規則（平成16年3月東日本旅客鉄道株式会社公告第34号。以下「電子マネー取扱規則」といいます。）、モバイルSuica会員規約、鉄道利用に関する特約およびオートチャージ利用特約（以下まとめて「会員規約等」といいます。）に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。なお、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、会員規約等によるものとします。なお、「電子マネー取扱規則」による場合、「Suica電子マネー」を「SF」と読み替えることとします。

第2条（オートチャージサービス）

1. 「オートチャージ」とは、SMBC CARD SuicaまたはSMBC CARD Suicaと「リンクに関する特約」第2条のリンク（以下本特約において「リンク」といいます。）をした「記名Suica（「電子マネー取扱規則」に規定する、「ICカード等」のうち記名されたものも含む。）」またはSMBC CARD Suicaにより会員登録されたモバイルSuica電話機等（以下「モバイルSuica電話機等」といいます。）におけるSF残額が、あらかじめ設定した金額（以下「実行判定金額」といいます。）以下の場合、東日本旅客鉄道

株式会社（以下「JR東日本」といいます。）が別に定めるオートチャージ機能を有する自動改札機等を利用して入出場する際に、SMBC CARD Suicaのクレジット機能により、あらかじめ設定した金額（以下「入金実行金額」といいます。）が自動的にチャージされることをい、それにより提供されるサービスを本特約において「本サービス」といいます。

2. 本サービスは、三井住友カード株式会社およびJR東日本が提供するサービスです。

第3条（利用方法等）

1. 利用者は、SMBC CARD Suicaへのオートチャージ設定に関して、実行判定金額および入金実行金額の新規設定については、株式会社三井住友銀行、三井住友カード株式会社およびJR東日本（以下総称して「各社」といいます。）にSMBC CARD Suicaの入会申込みをする際に各社所定の方法により行うか、JR東日本またはJR東日本が提携している会社もしくは組織の運営するSuica対応ATM（以下「ATM」といいます。）により行い、実行判定金額および入金実行金額の変更および利用停止については、ATMにより行うこととします。

2. 利用者は、リンクした記名Suicaへのオートチャージ設定に関して、実行判定金額および入金実行金額の新規設定、変更および利用停止については、ATMにより行うこととします。

3. 利用者は、モバイルSuica電話機等へのオートチャージ設定に関して、実行判定金額および入金実行金額の新規設定、変更および利用停止については、当該モバイルSuica電話機等により行うこととします。

4. 実行判定金額および入金実行金額は、1万円を限度として1千円単位で設定することとします。

5. 本サービスは、利用者本人以外の利用はできないものとします。

6. オートチャージ実施時における売上票への署名は省略します。なお、本サービスは、各社が認めた場合を除き利用者による利用がなされたものとみなします。

第4条（制限事項等）

1. 1日のオートチャージの合計額の上限は2万円とします。

2. SMBC CARD Suicaによる利用代金の決済が承認されない場合には、オートチャージできません。

3. 本サービスのお支払いは、SMBC CARD Suicaのクレジット機能によるカードショッピングの1回払いとします。ただし、利用者から申出があり、三井住友カード株式会社が承認した場合には、承認した方法による支払い方法に変更することができるものとします。

4. 利用者は、一旦実施したオートチャージの取消はできないものとします。

5. 利用者は、Suicaに関する特約第8条に該当する場合を除き、オートチャージによりチャージしたSMBC CARD SuicaにおけるSFの払い戻しはできないものとします。

6. 各社のいずれかが必要と認めた場合には、何らの通知催告なくして本サービスを停止することがあります。

第5条（有効期限）

1. 本サービスの有効期限は、SMBC CARD Suicaの有効期限までとします。

2. リンクによる本サービスの有効期限については、以下の各号の通りとします。

(1) リンクによる本サービスの有効期限の経過後に、各社が引き続きSMBC CARD Suicaの利用者と認める場合には、ATMにおいてJR東日本が定める方法によりオートチャージ設定を再度利用者自らが行うこととします。

(2) 各社が引き続きSMBC CARD Suicaの利用者と認めた場合でも、有効期限内に前項の手続きを行わなかった利用者は、有効期限の到来をもってリンクによる本サービスは利用停止となります。

(3) 利用者が有効期限の更新を認められなかった場合、利用者は有効期限の到来をもって本サービスは利用停止となります。

第6条（紛失・盗難等）

1. 利用者は、万一リンクした記名Suicaを紛失し、または盗難にあった場合は、速やかにSuicaを取扱う駅において、再発行の手続きを行うこととします。
2. 利用者は、オートチャージ設定したモバイルSuica電話機等を紛失し、または盗難にあった場合は、速やかにモバイルSuicaコールセンターまたはパソコン向けモバイルSuicaサイトを通じて再発行に必要な登録処理を行うこととします。
3. JR東日本は前2項の再発行の請求を受けた場合、翌日の営業開始時時間までに使用停止措置を完了させます。

第7条（免責事項）

1. 不可抗力、システム上のトラブル、第4条による場合等の理由を問わず、オートチャージが実施できないことにより利用者に生じる不利益、損害については、各社はその責任を負わないこととします。
2. リンクした記名Suicaまたはオートチャージ設定したモバイルSuica電話機等を紛失し、または盗難にあった利用者が第6条の手続きを行わなかった場合、および第6条第3項に規定するリンクした記名Suica又はオートチャージ設定されたモバイルSuica電話機等の使用停止措置が完了するまでの間に、他人による本サービスの利用、またはリンクした記名Suica又はオートチャージ設定されたモバイルSuica電話機等の使用等（払い戻しを含みます。）により生じた利用者の損害については、各社はそれらを補償する責めを負いません。
3. 利用者は、退会後であっても、退会前に発生した本サービスにかかわる利用代金の支払いについては本特約が適用されることを了承することとします。

リンクに関する特約

第1条（適用範囲）

本特約は、「SMBC CARD Suica（三井住友VISA）規定」、「三井住友VISAカード&三井住友マスターカード会員規約」、東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則（平成13年10月東日本旅客鉄道株式会社公告第24号。以下「ICカード取扱規則」といいます。）および東日本旅客鉄道株式会社Suica電子マネー取扱規則（平成16年3月東日本旅客鉄道株式会社公告第34号。以下「電子マネー取扱規則」といいます。）（以下まとめて「会員規約等」といいます。）に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。なお、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、会員規約等によるものとします。なお、「電子マネー取扱規則」による場合、「Suica電子マネー」を「SF」と読み替えることとします。

第2条（リンクサービス）

「リンク」とは、株式会社三井住友銀行、三井住友カード株式会社および東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」といいます。）を総称して「各社」といいます。）が発行する「SMBC CARD Suica」と、ICカード取扱規則第3条第1項第1号に規定する「記名Suica（電子マネー取扱規則に規定する、「ICカード等」のうち記名されたものも含む）」の情報を関連付ける本特約第3条に定める手続き（以下「リンク設定」といいます。）を利用者が完了することにより、次の各号に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）を可能にすることをいいます。

- （1）SMBC CARD Suicaを決済カードとした記名Suicaによる「オートチャージに関する特約」第2条に定める「オートチャージサービス」
- （2）その他各社が別に定めるサービス

第3条（設定方法）

1. リンク設定及び解除については、利用者が本特約を承認かつ同意し、JR東日本またはJR東日本が提携している会社もしくは組織の運営するSuica対応ATMにより行うこととします。また、リンク設定の変更は、会員自らが設定解除後に再設定することによ

り行うこととします。

2. リンク設定は、次の各号の条件に合致し、かつ各社の承認を得ることが必要です。

(1) リンク設定を行うSMBC CARD Suicaと記名Suicaに登録された情報のうち、氏名・生年月日・性別のすべてが一致すること

(2) リンク設定を行う記名SuicaがSuica電子マネー対応であること

(3) リンク設定を行う記名SuicaがJR東日本が別に定める記名Suicaではないこと

(4) リンク設定を行うSMBC CARD Suicaが他の記名Suicaと既にリンクしていないこと

(5) リンク設定を行う記名Suicaが既に他のビューカードまたはJR東日本が提携した各会社と発行するビューType 提携カードとリンクしていないこと

(6) リンク設定を行うSMBC CARD Suicaおよび記名Suicaのいずれも無効なカードでないこと

3. リンクしたSMBC CARD Suicaおよび記名Suicaのいずれかが無効なカードとなった場合、本サービスの利用を停止することとします。

4. 各社が必要と認めた場合には、何らの通知催告なくして本サービスを停止することがあります。

第4条（紛失・盗難等）

1. 利用者は、万一リンクした記名Suicaを紛失し、または盗難にあった場合は、速やかにSuicaを取扱う駅において、再発行の手続きを行うこととします。

2. JR東日本は前項の再発行の請求を受けた場合、翌日の営業開始時刻までに使用停止措置を完了させます。

第5条（免責事項）

不可抗力、システム上のトラブル、第3条第2項各号に合致しない場合等の理由を問わず、本サービスが実施できないことにより利用者に生じる不利益、損害については、各社はいかなる責任も負わないこととします。

ビューType 提携カードに関する特約

第1条（目的・定義）

1. 本特約は、利用者が、SMBC CARD Suicaのクレジットカード機能をビューType 提携カードとして利用するための条件を定めることを目的とします。

2. ビューType 提携カードとは、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」といいます。）およびJR東日本と提携した会社または組織が発行するカードのうち、JR東日本が特に定めるものをいいます。

第2条（本特約の効力）

本特約は、「SMBC CARD Suica（三井住友VISA）規定」および「三井住友VISAカード&三井住友マスターカード会員規約」（以下まとめて「会員規約等」といいます。）に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。なお、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、会員規約等によるものとします。

第3条（利用）

1. 利用者は、会員規約等によるもののほか、JR東日本の指定するJR東日本の窓口、乗車券類発売機、JR東日本またはJR東日本が提携している会社もしくは組織の運営するSuica対応現金自動貸付機等（以下「JR東日本窓口等」といいます。）で、SMBC CARD Suicaを利用することができます。

2. 前項のJR東日本窓口等での利用時に利用者は、売上票への署名に代えて、JR東日本窓口等に設置されている端末機で、所定の手続きによりSMBC CARD Suicaの利用ができる場合があります。なお、JR東日本、株式会社三井住友銀行および三井住友カー

ト株式会社（以下総称して「各社」といいます。）が特に認めた場合には、利用者は、各社が指定する方法に従い、SMBC CARD Suicaの提示、売上票への署名等を省略することができます。

以上

（2018年3月改定）

<p>株式会社三井住友銀行 お問い合わせは、 お取引店まで、 お願いいたします。</p>	<p>三井住友カード株式会社 〒541-8537 大阪市中央区今橋4-5-15 TEL 06 (6445) 3501 〒105-8011 東京都港区海岸1-2-20 TEL 03 (5392) 7411</p>
--	--